

出席停止になる学校感染症

学校においては、学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」として下表のように分類されています。

また、学校における感染拡大防止のため、医師による登校の許可が出るまでの期間は「出席停止扱い」となります(欠席扱いになりません)。再登校の際には、医師による証明書(*別紙「証明書」)が必要になります。

「証明書」の用紙は、事務室・保健室にあります。また本校のホームページからダウンロードもできます。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がA型インフルエンザウイルスで、その血清型がH5N1、H7N9であるものに限る) 中東呼吸器症候群(MERS)	治癒するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1,H7N9)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳	特有の咳(吸気性笛声)が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
第二種	風疹	すべての発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 その他の感染症(群馬県では定めていません)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなします。	

* 病状により、主治医の証明がある場合は、出席停止の期間はこの限りではありません。